

平成23年度事業計画

(平成23年3月)

財団法人調布ゆうあい福祉公社

運営方針

1 現状と課題

(1) 公社をとりまく社会状況

平成12年より始まった介護保険制度は、10年を経過し高齢者の生活に定着しましたが、介護を支える担い手の不足や制度を維持する財源の確保等、多くの課題も抱えています。今政府は団塊の世代が75歳を迎え、高齢者人口がピークに達する2025年（平成37年）に向けて福祉サービスがどのように維持できるか検討しています。また、持続可能な福祉サービスとして、自助・互助・共助・公助のそれぞれの役割を担える社会システムの確立に向け進んでいます。

最近ではこうした社会システムの一つとして、地域で住民による多様な活動が生まれ、住民が主体となって地域の特性を活かした福祉サービスの活動が、全国各地で創設されています。こうした住民の活動は、地域の大きな社会資源として注目されています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害となり、原子力発電の事故やそれに伴う東京電力による計画停電は、社会全体に大きな不安と混乱をもたらしました。復旧の目途が立つには今しばらくの時間を要するものと思われ、長期的な対応が求められています。

(2) 公社の現状

在宅福祉サービス事業を展開する公社では、市民相互の助け合いを基盤とした住民参加型事業をはじめ、住民が様々な形で関わり合い事業が運営されています。

担い手であるボランティアは、協力会員を含め半数以上が65歳以上の方で構成されています。この高齢者が地域の幅広い年齢層の方々とともに責任を持って社会参加をすることは、介護予防や地域福祉の推進に大きな役割を果たしています。

また、近年、認知症高齢者と高齢者世帯の増加が顕著となり、高齢者を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。こうした状況の中、高齢者が安心して地域で暮らしていくためには、相談の充実や各種サービスの支援体制を整え、必要に応じた連携が重要となっています。公社は、平成24年に改正される介護保険制度が、各サービスにどのように影響するのか情報の収集に努めるとともに、個々の利用者におよぼす影響を捉え、その具体的対応を検討する準備期間の1年となります。

加えて、東日本大震災の発生時には、公社においても利用者の安全確保のほか、発生後にはサービス提供を続行するための調整等緊急対応を行いました。今後災害復旧が長期化することが予想されるため、計画停電による高層住宅のエレベーター停止や生活用品、食品の欠品等、サービス提供への影響により新たな課題が予想されます。

(3) 平成23年度の課題

1) 公益法人取得への対応

平成20年12月1日に、主務官庁の裁量に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度問題を解決すること、また、民間非営利部門の活動の健全な発展を促し、民による公益の増進に寄与することなどを目的とし、公益法人改革関連法が施行されました。

これまで公社は、市民相互の支え合いを基本とし、高齢者等が安心して暮らすことのできるサービスの提供や住民参加型福祉、地域福祉の発展に努めてきました。

新制度において公社としても、法の趣旨に鑑み、これまで行ってきた事業を継続するとともに、超高齢社会への対応や制度・施策の補完的役割など公益財団としての使命を果たすため、平成23年度中に移行認定申請を行い、平成24年度から「公益財団法人」として歩み始めることを目指します。

2) 住民参加型事業の改善と検討

公社では、利用者のニーズに適したサービスをコーディネートしていく推進役として、ソーシャルワーカー、看護師を配置しています。そして、住民参加型事業を含め、各サービスには、多くの住民がボランティアとして大きな役割を担っています。

その住民参加の中心的事業の一つである食事サービス事業については、平成3年の事業開始から20年を迎えた節目となり、平成22年度より『「食」を通して支えあうコミュニティづくりに関する研究』が進められている桜美林大学と協働で調査研究を行っています。

これまでの20年間には、利用者のニーズ、協力会員（おなかまランナー）の体制、サービスに関わる社会資源・環境などが大きく変化しています。公社では、この調査結果を基に、これまでの事業の評価を行い、食事サービス事業にとどまらず、今後の住民参加事業を展望し、この住民相互の助け合いが、地域で安心して暮らし続けられる住民参加型在宅福祉サービスとして、更なる発展と向上が出来るように努めます。

3) 認知症の方や家族介護者支援への取組

これからも変化していく在宅福祉サービスにおいて、認知症の方が、地域で安心して暮らしていくためには、介護保険制度を含めた地域で支え合える地域づくりが課題となっています。

公社では、研修会の開催、地域包括支援センターやデイサービスでの家族会の実施を含め、家族介護者への支援と地域での認知症介護について支援します。

4) 災害時の取組

公社は、この度の経験を生かし、災害時における各サービスや計画停電に向けて、より安定してサービス提供できるように、体制の見直しを図り、必要に応じマニュアル等の改正をします。

発生時、近隣住民が一時避難をされ、通常とは異なる相談内容も増えるなど、非常時だからこそその対応が求められています。こうした状況を想定し、少しでも混乱を軽減していくために公社は、緊急時のサービス体制の確保。利用者やボランティア、市民に向けた防災対策について広報活動と研修会を実施。事前に備える具体的な対策について検討と周知に努めます。

2 基本方針

2025年（平成37年）を想定した高齢者社会に備えるため、公社運営の方向性や事業・組織体制などを常に点検し、これからも、地域のみなさんから信頼され、支持される公社づくりを、職員やボランティアの共有課題として取り組みます。

今年度もこれまで以上に、調布市を始めとした関係機関及び多くの地域住民の皆様のお力添えをいただきながら以下の方針に取り組みます。

- (1) 公社理念を事業に反映します。
- (2) 法人の経営の方向性及び現在の課題について改善・改革の取組を継続します。
- (3) 関連法制度を遵守するとともに、知識や情報を収集しながら、研鑽を深め、公社のサービス水準の向上を目指します。
- (4) 市や他の福祉医療機関をはじめ、多くの関係者と支え合える地域を構築しながら、個々の利用者の期待に応えると同時に、地域福祉レベルの向上を目指します。
- (5) 地域のニーズを的確につかみ、必要な事業の実施に向けて地域住民の皆様とともに取り組みます。

3 重点事業

- (1) 公益財団法人の認定取得
- (2) 食事サービスの調査を踏まえサービスの改善を検討
- (3) 認知症の方を支える地域づくりの推進
- (4) 家族介護者に向けた支援の推進

事業計画

(1) 高齢者等の在宅福祉に関する普及啓発事業（1号事業）

事業のねらい

昨年度に引き続き、地域における福祉活動の必要性の高まりを受け、住民相互の助け合い（互助）によるあたたかい地域づくりが充実することを目指します。日常生活の中での福祉的な課題を発見できる体制づくりを目的とし、自発的な市民の関心と参画が促せるよう広報等強化します。

生きがい介護予防講座については、介護予防の視点を強化し趣味活動を通じて地域で暮らす住民同士の仲間作りの場の提供とともに、介護予防の視点を取り入れながら、いずれは地域での力強い支援者として活躍いただけるような人材の育成につながるよう支援をします。

また介護を担う介護者への支援に向けた取組として、福祉講演会において家族介護者の支援ネットワーク構築に向けた内容を取り上げます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
福祉講演会 (203 千円)	保健、医療、福祉等に関する、市民の社会的関心事について情報提供を行い、調布市の関係機関と連携し福祉の街づくりを進める。	講演会開催により情報の発信とともに、ニーズ把握を行う。 1回/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	住民が福祉の街づくりに主体的に取り組むきっかけをつくることができる。
機関紙 「ほっとらいん」の発行 (2,347 千円)	公社の会員、市民へ向けて公社の事業紹介や情報公開、福祉等の制度についての情報提供を行う。	機関紙「ほっとらいん」の発行。 6回/年 4から6ページ 新聞折込による「ほっとらいん特別号」の発行。 1回/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	公社やその他福祉に関わる事業の情報提供ができる。その結果地域にあるニーズの掘り起こしができる。

ホームページ (150千円)	公社事業、サービスの紹介、情報提供など様々な情報発信を行う。	ホームページの更新。 年間	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	時間に制約がなく、情報提供ができ、利便性の向上に寄与できる。
公社事業地域説明会	地域に向けて公社事業の紹介及び説明など情報提供を行う。	公社事業計画及び各サービスについて地域で説明会を実施する。 1回以上/年	市民 利用会員 協力会員 賛助会員	公社やその他福祉に関わる事業の情報提供を行い、事業への参加、協力、連携について推進することができる。
協力会員登録説明会	地域において住民参加型有償在宅サービスの広報及びサービスを担う市民(協力会員)を募集する。	定期的に説明会を実施することにより、住民参加型在宅サービスについて地域で説明会を実施する。 3回以上/年	市民	地域の支えあいを広く市民に理解していただき、住民参加型サービスを促進することができる。
ボランティア体験	ボランティア活動を通じて、福祉サービスを理解する。	公社事業でボランティア活動を体験する。 年間	市民	地域福祉について関心を持ち、住民による福祉の町づくりの実践を推進することができる。
生きがい介護予防講座	中高年の地域住民同士の交流による仲間作り、生きがいと社会参加の機会を提供すると共に、介護予防の視点を取り入れ要介護状態になることをできる限り防ぐ。	料理講座を行う。 1回/年(5回コース) (150千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:12人	食に関する正しい知識と技術を習得し、食生活と健康維持のバランス意識を持つとともに、仲間づくりの機会を提供できる。

		フォークダンス講座を行う。 1回/年(4回コース) (60千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:20人	介護予防を意識し体を動かすことによる筋力低下を防止する意識を高める。また仲間づくりの機会を提供できる。
		IT講座を行う。 【Information technology=情報技術】 年1回(4回コース) (340千円)	市民 利用会員 協力会員 賛助会員 定員:15人	IT講座(パソコン全般, インターネット等)を通して, IT社会への順応, 生きがいの創出, 地域で支えるコミュニティの形成などが期待できる。
介護予防地域活動支援事業	生きがい介護予防講座参加による関心興味を継続して実施できる場づくりと, 仲間づくりを進める。また地域における支援者となれるようサポートする。	「だいこんの会」 年間	講座参加者等	料理講座参加者等の自発的な支えあい活動, 地域づくりを推進できる。
		ゆうあいフォークダンス友の会「すみれ」 「フレンズ」 年間	講座参加者等	ダンス講座参加者等の自発的な支えあい活動, 地域づくりを推進できる。
		「結会いネット倶楽部」 年間	講座参加者等	IT講座参加者等の自発的な支えあい活動, 地域づくりを推進できる。

(2) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する研修及び人材育成事業
(2号事業)

事業のねらい

公社の理念である「市民相互の助け合い」と「自立支援のための質の高いサービスの提供を通じてあたたかい地域づくりを目指す」ため、今年度も協力会員活動の質の向上に力を入れた研修会を実施します。昨年度より協力会員が一堂に会す定例会をリニューアルして再開致しました。定例会を開催することによりお互いの日頃の活動についての確認や最新の社会福祉について学ぶ機会を設けました。また、昨年度行った協力会員協議会から発展して協力会員サロンが新しく生まれ、様々な活動に関わる協力会員の交流をはかり、また一人ひとりが地域での社会資源となれるような役割が果たせるよう支援します。

さらに、公社の住民参加型事業、地域包括支援センター、デイサービス、訪問介護といった各事業の専門性を生かしながら、地域住民の福祉活動への参加を推進できるよう、各種研修等を実施します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
協力会員研修	定例会 協力会員が一堂に会することで、お互いの交流を深めると共に、地域づくりの一員としての役割を学ぶ。	お互いの日頃の活動についての確認や、基礎研修と連動して最新の社会福祉について学ぶ。	協力会員	協力会員としての資質の向上が図れる。
基礎研修	協力会員が有償在宅福祉サービスへの理解を深め、活動に携わるための基礎を学ぶ研修を行う。	① 基礎医学、在宅福祉サービス、福祉公社の事業ガイダンスを行う。②協力会員活動と心得等ガイダンスを行う。 4回以上/年	協力会員	在宅福祉サービスの基礎を学ぶことで、担い手育成の基礎作りを行いスムーズに活動に入ることができる。

ホームヘルプサービス協力会員研修	ホームヘルプ活動について、高齢者や障害者への理解を深め、技術の向上を図る。	ホームヘルプサービスの知識・技術を習得するための講義・実習等を行う。 1回以上/年	協力会員	協力会員が自信を持ち、利用者へより質の高いホームヘルプサービスを提供ができる。
食事サービス協力会員研修	協力会員として主体的に活動に取り組めるよう、必要となる技術や知識を習得する。 また、これまでの活動を振り返り、今後の事業の展開に向けて検討する研修会を実施する。	① 新人研修 理念、事業を理解し、活動に参加するための基礎知識・技術を習得する。参加をした会員相互の情報共有の場を提供する。 年間	食事サービスに関わる協力会員	新規に活動へ参加をする協力会員の不安を取り除き、円滑な社会参加を促すことができる。
		② スキルアップ研修 食事サービスの提供に関わる協力会員が、活動に必要な知識・技術を習得するための講義・実習等を行う。 2回以上/年	協力会員	主体的に活動をする会員のモチベーションの向上、円滑な事業進行、サービスの質の向上が期待できる。
		③ 食事サービス研修 食事サービス事業20年の活動内容を振り返り、今後の展開について考える。 年間	協力会員	公社の特色をいかしながら、今後の事業の発展に向けて協力会員同士で共に考え、改善に結びつけることができる。

協力会員外部研修派遣	活動に必要な知識を得られるよう、他の福祉や医療団体が実施する講座、セミナー等に派遣する	協力会員に必要と思われる外部研修会について参加を働きかけ、派遣する。 年間	協力会員	外部研修を活用することで、協力会員がより幅広く学ぶ機会を提供できる。
協力会員サロン (9千円)	協力会員が、活動や地域の支えあいについて語り合い、地域づくりを行う。	協力会員同士の交流会を通じて、ネットワークづくりを行う。 年間	協力会員	住民による地域支えあいの地域づくりを促進することができる。
ゆうあい福祉セミナー (75千円)	広く協力会員、市民、介護保険事業者等に対し、在宅福祉サービスについての研修を行い、地域における人材育成を促進する。	在宅福祉・高齢者福祉・障害者福祉・認知症ケア等に関する各部門の専門の講師を招き、研修を行う。 1回/年	協力会員 市民 介護保険事業者等	幅広く質の高い人材が育成でき、地域の担い手の底上げとなる。
2級(訪問介護員及び障害者(児))ヘルパー講座 (2,099千円)	2級ヘルパーとして必要な知識及び技能を有する人材の養成を図る。	在宅福祉、高齢者・障害者福祉、介護等に関する講義と実習をプログラムとする講座を開催する。 1回/年	市民	地域に求められている質の高いヘルパーを養成することができる。
ホームヘルパーフォローアップ研修(128千円)	ホームヘルパー就労されていない方に対して、就労支援を行う。また既に就労されている方には資質向上のための支援を行う。	介護実習、介護保険の現状などに関する講義と実習をプログラムとする研修を開催し、最新の福祉情報や介護技術を伝え、 1回/年	ホームヘルパー2級等の有資格者	介護人材の掘り起こしと就労支援や就労継続支援を行う。

実習生の受け入れ	福祉資格取得等に必要の実習の場を提供する。	福祉資格等取得養成実習 (ホームヘルパー2級, 社会福祉士等) 年間	社会福祉の教育を実施する教育機関等から派遣される学生	住民参加型福祉事業を学ぶことにより, 幅広い福祉サービスについて理解することができる。
		東京都社会福祉協議会「介護等体験事業」(教員免許法の特例による社会福祉施設における介護体験事業) 年間	教員免許取得を希望する学生	福祉を専門としない学生が社会福祉の実践を体験することにより, 福祉への理解を深めることができる。
福祉専門職講師派遣	地域福祉サービスで培ってきた公社の専門職をホームヘルプ養成講座・各種研修会・講座等に講師として派遣する。	要請された研修について, 適切な専門職員を派遣する。 年間	市民関係団体等	各種研修会において公社の専門職が講師をすることにより, 人材育成の裾野を広げることができる。

(3) 高齢者等の在宅福祉サービス向上のための調査・研究開発事業並びに情報の収集及び提供事業 (3号事業)

事業のねらい

ひきつづき, サービス形態の見直し, 人材育成の体系整備等, 住民参加型サービスシステムの整備に取り組みます。

それにより, 地域福祉活動を推進する他の団体や地域を拠点として自主的に活動されるサロン, サークルなどと連携し, 地域の要請に安定的かつ継続的に応えられる住民参加型事業を目指します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
住民参加型事業の研究と開発	食事サービス事業改善計画調査を実施し、公社の住民参加型事業における課題を検証し、今後の展開を図る。	公社サービス利用者アンケートやインタビュー調査の実施 1回/年	食事サービスの利用者と協力会員、公社職員	食事サービス事業の更なる改善を目指す。
関係機関連絡会への参加	公社と地域関係機関との連絡調整を図り、福祉サービスの向上に努める。	「サービス調整会議」や各機関が開催する会議への参加 年間	公社職員	社会背景や地域事情を把握し、地域に求められるサービスを提供できる。
市場の動向調査の情報収集	外部市場動向に目をむけ、公社事業の向上と発展に努める。	各種メディアにより、国の動向や利用者ニーズに関連した情報を幅広く収集し、事業に関する検討を行う。 年間	公社職員	

(4) 高齢者等の在宅福祉サービスに関する生活・健康相談事業
(4号事業)

事業のねらい

福祉のサービスメニューが充実し、情報が収集しやすくなっている今日において、逆にサービスを利用する上で、選択、利用の方法がより複雑化する傾向にあります。こうした中、自分自身の望む暮らしのために必要な情報を得て、適切にサービスを利用し、日常生活上の問題を解決するためには、気軽に相談できる場がますます重要になっています。

公社では、市民が安心できる相談拠点をめざし、ソーシャルワーカーや看護師の専門性・地域密着性を高めるとともに、他機関・他職種との連携を図り、多様な相談に適切に応じられるよう体制を整えます。

さらに、増加する認知症高齢者や緊急対応、そして障害者・子育て・ターミナルケアなど制度のはざまでお困りのの方々に対応できるよう相談体制を整えます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
在宅福祉サービスに関する相談	生活支援の視点に立って高齢者等の生活相談に応じ、関係機関と連携を図りながらホームヘルプ等の在宅福祉サービス情報を提供する。	地域包括支援センター、公社のソーシャルワーカーによる電話、来所、訪問相談 年間	市民	地域で暮らす高齢者が身近な窓口で相談ができ、安心して暮らすことができる。
生活訪問相談	利用者を対象に、日常生活相談や利用者一人ひとりのニーズにあったサービス調整を行う。	ソーシャルワーカーやケアマネジャーによる訪問・電話・来所相談 年間	利用会員 協力会員 賛助会員	住み慣れた地域での安心した在宅生活をサポートできる。
健康訪問相談	心身の健康に関する相談や必要な指導、助言を行うことにより、家庭における健康管理や健康の増進を図れるよう支援する。	看護師による訪問・電話・来所相談。 必要に応じて主治医との連絡調整を行う。 年間	利用会員 協力会員 賛助会員	健康面での相談に対応することができる。
医師による健康相談 (378千円)	心や体の悩みについて、公社の専門医による個別相談を実施する。	内科相談：隔月 神経科相談：隔月 午後1時30分から3時実施	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	市民の健康維持、介護予防につながる。
法律相談 (236千円)	市民生活の中で発生する法律的な手続きについて、顧問弁護士による法律相談・情報提供を実施する。	隔月 第3金曜日 午前10時30分から12時実施	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	法律的な悩みを専門家に相談する機会を提供できる。
協力会員の活動に関する相談	利用者の個別のニーズに対して、協力会員が適切にサービスを提供できるよう相談を行う。	協力会員の活動について、ソーシャルワーカー、看護師が相談を行う。 年間	協力会員	協力会員が安心して利用会員宅で活動が行え、地域の支え合いが促進される。

協力会員の健康に関する相談	協力会員に対し、健康診断と健康相談を行う。	医療機関での健康診断 1回/年 相談医による健康相談 年間	協力会員	担い手である協力会員自身の健康が維持される。
福祉機器・介護用品の展示、相談、貸出、あっせん	在宅で自立した生活をおくるために必要な福祉機器・介護用品等の相談を受け、紹介・貸出・業者のあっせんを行う。	福祉用具の紹介、貸し出し、あっせん 年間	利用会員 協力会員 賛助会員 市民	高齢者や家族が介護に関する福祉用具を実際に利用できる。

(5) 高齢者等の有償在宅福祉サービス事業及び生活支援事業
(5号事業)

市民相互がささえあえる街づくりをめざし、高齢者、障害者、児童といったサービス提供の対象者によって区分された制度の枠にとらわれず、地域で暮らす一人一人の視点に立って、必要に応じて柔軟にサービスを創出します。

1 会員サービス事業

事業のねらい

住民相互の支えあいにより、会員制、有償の在宅福祉サービス提供を行っています。介護保険制度改正等公的なサービスの影響で増加する住民の多様なニーズに応え、安心してご利用いただけるよう、サービスの見直し、人材育成に重点をおき、質の向上に努めます。また、参加してくださる方々の交流を通じ、地域で支えあう支援体制をより推進していくことに努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプサービスの提供 (13,695千円)	日常生活上、支障のある高齢者等を対象に家事や介護の援助を行い、在宅生活の継続を支援する。	協力会員より地域の支えあいで行われるホームヘルプサービスの提供 年間	利用会員(高齢者・障害者・病气療養中・子育て家族等)	利用会員のニーズに個別に対応することができ、安心して、より豊かな生活を送ることができる。

食事サービスの提供と改善に向けた取組 (54,695千円)	住み慣れた地域の中で、継続的な在宅生活が確保できるよう援助すること。	食事サービスの実施 年間	利用会員	低栄養の改善、孤立死を予防するためのゆるやかな見守り、介護者の負担軽減、食育の視点を持った支援を行うことにより生活の質を向上することができる。
	地域福祉機関等で必要とする食事の支援を行うこと。	食事の配達と協力会員派遣による調理支援 年間	子育て支援センター「すこやか」・グループホーム等福祉関係機関	
	事業開始から20年を迎えた節目として食事サービス改善検討委員会を開催し、今後の事業の発展に向けた取組を行なう。	公社のこれまでの取組と今後の発展に向けた検討を会員、外部有識者、調布市役所職員、公社職員による委員会の開催 6回/年	利用会員 協力会員 外部有識者 調布市担当職員 公社職員の中から選出した委員	食事サービス事業の振り返りと、求められている役割について確認することにより、今後の事業の発展に向けた取組を実践できる。
会員のための交流事業 (15千円)	会員相互の交流を目的とする。	会食会等 1回/年	利用会員 協力会員 賛助会員	会員が健康で生きがいを持って生活できるよう支援できる。
会員の慶弔 (50千円)	利用会員の誕生日に記念品を贈りお祝いする。利用会員、協力会員逝去に際して弔意を表す。	会員慶弔に際し記念品、弔電をおくる。 年間	利用会員 協力会員	

2 生活支援コーディネート事業（愛称：ちょこっとさん）

事業のねらい

生活支援コーディネート事業は、「ちょこっとさん」という愛称で、調布市民が住み慣れたまちで安全に安心して生活が続けられることができるように、地域のボ

ランティアによる「ちょっとしたお手伝い」のサービスを行うことを目的としています。

ちょっとしたサービスのニーズが高まっている中、今年度は多くの方に「ちょっとさん」サービスを知っていただけるよう広報にも力を入れ、地域にある他の資源との連携を図り、よりいっそうの地域福祉のネットワークの充実を図ります。

事業名	事業目的	事業内容	対象者	予測される効果
生活支援コーディネート事業「ちょっとさん」 (268千円)	地域で安心して生活できるよう、近隣の地域住民が、「ちょっとした」サービスを提供する。	30分程度でできる「ちょっとした」お手伝い 月から金	1人暮らし等の高齢者	高齢者の介護予防を含め、在宅生活を維持することができる。
	地域において事業について広報し、サービスを担う市民(登録ボランティア)を募集する。	登録ボランティア説明会の実施 2回以上/年	市民	地域福祉の担い手の育成とネットワーク化を図ることができる。
	安心してサービスに携わることができるよう、また交流が図れるよう、研修会を実施する。	登録ボランティア研修会の実施 3回/年	登録ボランティア	

(6) 介護保険法における福祉サービス事業(6号事業)

1 介護給付事業及び予防給付事業

(1) 居宅介護支援・介護予防支援事業(2,351千円)

事業のねらい

利用者の「望む暮らし」が実現できるように、適切なアセスメントを経て、介護保険のサービスの調整を行います。

また、今年度は、増加している独居、老老世帯等、世帯における介護力の低下傾向を考慮し、介護保険サービスのみならず、地域の支えあい等のインフォーマルな支援を組み合わせ、希望される暮らし方を形にできるようケアマネジメントを行います。医療ニーズの高い利用者も在宅での生活を実現できるよう、医療・福祉の連携を重視します。

適切に保険者や地域包括支援センター、医療機関等、地域の他機関との連携に努め、適切な情報を提供します。

また、適切な情報提供のために専門的な知識の修得に努めるなど、介護支援専門員一人ひとりのスキル向上に努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
居宅介護支援事業	介護保険サービス等を活用し、利用者の望む暮らしを実現するための支援を行う。	アセスメントに基づき、介護保険サービスのみならず、個々の利用者にとって必要かつ効果が期待できるサービスも視野に入れケアプランを作成する。定期的に利用者状況を確認し、効果的にサービス提供できるよう支援を行う。 年間	介護保険被保険者	利用者が、住み慣れた地域で安心して生活することができる。
介護予防支援事業	利用者の日常生活における希望、意欲を尊重し、身体状況の維持、改善又は、回復が行えるよう支援する。	日常生活における、その人独自の目標や実現方法を共に考え、介護予防ケアプランを作成する。 年間	要支援 1・2該当者	利用者の意欲、可能性が最大限に引き出され、その人らしさを大切にした生活を送ることができる。
調布市介護支援専門員連絡協議会への参加	調布市在住、在勤の介護支援専門員との連携を図る。	研修会の企画・運営を行う。 年間	調布市在住、在勤の介護支援専門員	介護支援専門員相互の連携や情報の共有化、さらには、スキルアップを図ることができる。
東京都介護支援専門員基礎研修・専門研修の受講	介護支援専門員の資格更新と資質の向上。	東京都指定の各種研修に該当する介護支援専門員は、資格有効期間満了日までに、適宜、研修を受講する。 年間	新任介護支援専門員・現任介護支援専門員	必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることができる。

(2) 訪問介護・介護予防訪問介護事業 (6,117千円)

事業のねらい

利用者が安心して在宅生活を送れるよう心のこもった質の高いサービスを提供します。チームケアの特性を生かし、公社としてのセーフティーネットの役割を果たします

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
訪問介護事業	利用者の希望、ニーズに沿って適切なサービスを提供する。	介護保険利用者に対して、身体介護、生活援助を行う。 年間	要介護 1・2・3・4・5 該当者	利用者が安心して在宅生活を送ることができる。
介護予防訪問介護事業	利用者との協働関係によって生活への意欲が持てるようなサービスを提供する。	介護予防の対象者に対して自立支援を基本に生活の援助をする。 年間	要支援 1・2 該当者	利用者が、自立する意欲を持って生活できる。

(3) 認知症対応型通所介護事業・介護予防認知症対応型通所介護事業「ぶちぼあん」(12,284千円)

事業のねらい

「ぶちぼあん」では、武蔵野の森の面影の残る住み慣れた場所で、自然を楽しみながらゆったりと、安心して過ごしていただけるよう支援します。

たとえ認知症になっても「住み慣れた地域で暮らす」「自分の家に居るようにゆったりとできる」「出来る事は自分でする」「したくないことはしない」「色々な人との関わりを楽しむ」ことを大切に取り組みます。

「ぶちぼあん」の運営をサポートしているぶちぼあん運営協議会が地域に根付き、多くの方に地域活動に参加していただけるよう支援します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
認知症デイサービス事業	認知症になっても住み慣れた地域で、できる限り生活が続けられるよう通所介護計画に沿って適切なサービスを提供する。	認知症対応型通所介護（要支援・要介護） 12名/日 月から金	介護保険被保険者で認知症の疾患をお持ちの方	認知症を正しく理解し、適切な対応をすることにより、認知症症状が安定し在宅生活が可能になる。

家族支援サービス	利用者を支えている家族を支援する。	懇談会を実施し、介護情報、介護技術の習得の場を提供する。会の報告書を発行する。 年間	通所利用者の家族	介護する家族が地域から孤立することを防ぎ、介護負担を軽減することができる。
地域開放支援事業	住民参加事業の実施・認知症デイサービスの運営を支援するぷちぽあん運営協議会（ぷちぽあんサポーターネットワーク）を中心に、地域住民に開かれた施設作りの一翼を担う。	① 地域住民を主体とした運営協議会の円滑な運営を支援する。 年間 ② 会食会（ひだまりサロン）の実施を支援する。 1回/月 ③ 地域交流会への支援をする。 3回/年	市民	地域住民自身が地域づくりを企画・実施・参加することができる。 認知症の方が安心して健やかな生活を送るための地域づくりができる。
	集会所として地域住民に施設を貸出する。（無料）	活動室等の貸出をする。	事前に登録した地域住民の団体	地域住民の地域づくりを支援することができる。

（7） 障害者自立支援法におけるホームヘルプサービス事業（7号事業）

事業のねらい

障害者が地域の中で安心して生活できるよう必要なサービスを提供します。自立支援を念頭に、チームケアの特性を生かし、公社としてのセーフティーネットの役割を果たします

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
ホームヘルプサービス事業 （1,006千円）	障害者の自立支援を目指して必要なサービスを行う。	障害者に対して身体介護、家事援助を行う。 年間	障害者自立支援居宅介護、重度訪問介護該当者	障害者が自らの望む暮らし方を実現できる。

(8) 調布市からの福祉サービス等にかかわる受託事業（8号事業）

1 調布市国領高齢者在宅サービスセンター事業

それぞれの利用者の状況に応じた適切な通所サービスが提供できるように、地域の方々の協力をいただきながら、利用者一人一人の目標達成を踏まえ、「安全」と「安心」、「生活の質の向上」が実現できるように職員の技術等も高め、実施します。

地域のセーフティネットとしての役割を果たせるよう、地域のニーズに対応できる体制を整備します。

利用することで、在宅生活の広がりが実感できるデイサービスセンターを目指します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
通所介護事業 (40,841千円)	個別のケアサービスを大切にし、その人らしい生活を支援する。 心身状況の変化を把握し、生活の支援とケアの提供をする。	送迎, 食事, 転倒予防体操, 入浴, 趣味, 生きがい活動等のサービスを提供する。 通所介護（要介護）介護予防通所介護（要支援） 1日30人 認知症対応型（要支援・要介護） 1日12人 月から土	介護保険被保険者	生活の質を向上, 生きがい作りができる。 心身の健康の維持増進ができる。
介護予防デイサービス事業(ハッピークラブ) (1,368千円)	グループ活動, 食事の提供を通して, 閉じこもり予防を支援する。	趣味活動, レクリエーション, 転倒予防体操等のサービスを提供する。1日15人 火水金	特定高齢者等	ひきこもり防止, 健康の維持増進と要介護防止ができる。
地域福祉交流育成	年間を通じ様々なボランティアが活動することで, 地域と利用者との交流を図る。	ボランティアがデイサービスの様々な事業に参加する。 年間	市民・団体・学校等	地域住民が福祉への理解を深めることができる。 利用者が生活圏を広げ, 社会との結びつきが得られる。

家族支援サービス	利用者を支えている家族を支援する。	家族介護者の懇談会を実施し、介護情報、介護技術の習得の場を提供する。会の報告書を発行する。 年間	通所利用者の家族	介護する家族が、地域から孤立することを防ぎ、介護負担を軽減することができる。
----------	-------------------	---	----------	--

2 調布市地域包括支援センターゆうあい事業（包括 2,500千円+見守り 240千円）

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができることをめざす「地域包括ケア」を支える中核機関として、①総合相談支援 ②権利擁護 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援 ④介護予防ケアマネジメント といった役割を担っています。できる限り要介護にならないよう介護予防事業を推進し、さらに要介護状態になってもニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される、包括的かつ継続的な地域のサービス体制の確立をめざしています。

現在地域では、認知症や虐待、医療ニーズの高い高齢者、高齢者のみ世帯、多問題世帯等が増加する傾向がみられ、高齢者やその家族が孤立しがちな現状がみられます。地域包括支援センターには、そのなかで生じる緊急的かつ深刻な事態に対し、セーフティネットとしての迅速かつ適切な対応と、地域ネットワークの強化による予防的な取組が求められています。

また、要介護認定方式の変更に伴う要支援の方のケアマネジメントに関する相談の増加、24年度の介護保険法改正に向け、高齢者を取りまく地域のあり方や制度の検討が進められるなど、地域包括支援センターを取りまく状況は変化しつつあります。

このような地域の現状に対応していくため、住民参加型、介護保険事業等に取り組み公社型地域包括ケアシステムの基盤をいかし、関係機関や市民との連携を密に図り、住民が安心して相談できる拠点「ワンストップ窓口」として十分機能するとともに、把握した地域ニーズに沿った効果的な事業の実施に取り組んでまいります。今年度は特に、①ケアマネジメントにおける更なる専門性の向上 ②担当地区の地域診断や課題を把握し、地域の方の協力を仰ぎながら、見守りネットワーク活動を中心とした、地域の支えあいのネットワーク強化を図る ③介護者が安心して介護に取り組めるための支援 ④地域医療との連携による利用者支援の推進 について重点的に取り組みます。

(1) 地域の総合相談

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
実態把握, 介護ニーズの評価	出来る限り自立して在宅生活が継続できるように, 地域の高齢者の生活の実態やニーズなどを把握する。	訪問・来所による面接, 電話相談を通じて総合的な相談に基づき, 生活の実態やニーズの把握を行う。 年間	高齢者等とその家族等	地域の高齢者等が困ったときに気軽に相談が出来, 安心して住み慣れた地域で暮らすことができるようになる。
情報提供および支援センター利用の啓発	地域の高齢者へ必要な情報を提供, サービス利用の啓発および普及を図る。	公社広報誌とホームページへの記事掲載・民生委員・広報協力員との連絡会 年間	市民 高齢者等とその家族等	市民へ情報が届き, 必要なサービスをいち早く利用できる。
介護等に関する総合相談・および在宅介護の方法等の指導・助言	地域の高齢者へ介護等についてニーズに合った内容を具体的に助言し, 家族の介護負担を軽減する。	訪問, 来所, 電話による面接相談 年間 介護教室 年間	高齢者等とその家族等	介護に必要な情報を家族等へ伝えることができる。
公的保健福祉サービスの調整	公的保健福祉サービスを地域の高齢者が必要とする時, すぐに利用できるようにする。	訪問, 来所, 電話による面接相談・保健・福祉のサービス利用の調整 年間	市民 高齢者等とその家族等	市民が必要なサービスを迅速に利用できる。

(2) 判定業務

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
判定業務	市および関係機関の施策の紹介と判定を行い, 高齢者の自立に向けた適切な情報を提供する。	来所面接, 訪問・各種判定業務 年間	高齢者	身近な窓口での相談, 申請を行えるため, 高齢者が必要なサービスを選択することができる。

配食確認書の取り交わし	配食サービス利用者に対して定期的にサービス利用の再評価を行い、自立支援を行う。	配食確認書の取り交わし 1回/年	配食サービス利用者	定期的に利用者の状況を把握することで、高齢者が適切に必要なサービスを利用することができる。
-------------	---	---------------------	-----------	---

(3) 介護予防ケアマネジメント

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
介護予防ケアプランの作成及び適正化事業	身体状況を維持し、安心して在宅生活を継続できるため、自立支援をめざした介護予防ケアプランを作成する。	介護予防ケアプランの作成 年間	要支援高齢者	高齢者が要介護状態になることを予防し、安心して元気に生活できる。
		委託居宅介護支援事業所のケアプラン管理及び指導 年間	介護予防居宅介護支援事業所	
介護予防事業	高齢者の自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上をめざし、生活機能の低下を早期に発見し、必要な介護予防支援をする。	利用者への電話、来所、相談面接 年間	高齢者等	
		特定高齢者実態把握 年間		
		地域支援事業面接訪問判定業務 年間		

(4) 権利擁護

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
権利擁護	地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。	虐待予防の対応 年間	認知症等で困難な状況にある高齢者等	高齢者が尊厳をもって、地域で安心して在宅生活を継続できる。
		成年後見制度の活用促進 年間		
		困難事例への対応 消費者被害の防止 年間		

(5) ケアマネジメント支援

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
介護支援専門員に対する指導・援助	問題を抱えるケースに対して、必要な情報提供やサービス導入の支援を行う。	面接、同行訪問 年間	介護支援専門員	介護支援専門員と、利用者の自立支援のための問題解決を図ることができる。
		サービス担当者会議の出席・関係者会議の開催 年間		
ケアプラン適正化事業	介護支援専門員が適切なケアプラン作成できるよう支援する	介護支援専門員との面接、同行訪問 年間 サービス担当者会議出席・関係者会議の開催 年間	介護支援専門員	適切なケアプラン作成に向けて介護支援専門員を支援することができる。
介護支援専門員ネットワークの構築	地域の支援専門員の業務の円滑な実施を支援するため、地域包括と介護支援専門員、その他地域の関係機関等とのネットワークを構築する。	介護支援専門員との面接、同行訪問	介護支援専門員	地域の専門職の連携・協働体制により、利用者が安心して暮らせる地域づくりが推進できる。
		サービス担当者会議出席 年間		
		担当地域ケア会議開催 3回/年	介護支援専門員地域連絡会（ときわぎ国領・調布八雲苑・ゆうあい合同） 1回/年	介護支援専門員と地域の主任介護支援専門員

(6) 地域との連携

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
生活支援見守りネットワーク事業	高齢者の意思や生活様式を尊重しながら、地域住民による「ソフトな見守り」と「ゆるやかな働きかけ」を行い、長く住み慣れた地域で暮らせることを目指す。また、「ちょこっちゃん」を含め地域の見守りの輪を広げる。	地域での協力者の発掘・地域組織への説明会・地域住民への広報および情報収集・市との連絡会 年間	市民 高齢者等 とその家族等	高齢者が孤立することなく、安心して生活できる。
広報協力員活動	市から委嘱された広報協力員が、市民の視点で地域包括支援センターの広報をする、広報協力員相互の連携を図り、地域とのつなぎ役を担う活動を行うことで、高齢者が安心して生活するためのネットワークができる。	広報協力員に対する、定期的な研修、連絡調整 8回/年	広報協力員	市民への啓発活動に、より一層取り組む事ができる。
		広報協力員が、ひとり暮らし高齢者に対し個別に PR 訪問をする 1回/年	75歳以上のひとり暮らし高齢者	地域の高齢者が気軽に地域包括支援センターに相談することができ、安心して生活ができる。
		広報協力員が地域包括支援センターの窓口として、継続して電話連絡、訪問 1回/年	旧単身高齢者訪問の対象者で訪問を希望する高齢者	地域の高齢者が、気軽に地域包括支援センターに相談することができ、安心して生活ができる。
民生児童委員との連絡会	地域の相談窓口となる民生委員と連携を図ることで、地域の福祉ネットワーク構築の充実を目指す。	民生委員と広報協力員の連絡会開催 1回/年	民生児童委員 広報協力員	民生委員と情報を共有し連携することにより、利用者が安心して暮らせる地域づくりができる。

担当地域ケア会議	複雑な問題を抱える利用者を支えるため、地域・関係者のネットワークの構築を目指す。	担当地域の高齢者が抱える問題について実態を把握し、地域関係者との情報の共有と問題や課題解決に向けたケース検討等を行う 3回/年	保健、医療、福祉などの現場職員を中心に構成・10人程度	高齢者等が安心して生活できる地域づくりができる。
----------	--	--	-----------------------------	--------------------------

(7) 介護支援

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
介護教室	高齢者やその家族等に対して医療、保健、福祉等に関する情報を届ける。	介護方法や介護予防に関する教室の開催 1回/年 (2日コース)	市民 高齢者等とその家族等	市民に医療、保健、福祉サービスの普及啓発を行うことで、安心してサービスを利用し、介護に携わることができる。
家族会	家族が安心して介護に携わることができるよう、介護者同士の支えあいの場づくりを支援する。	介護者のつどいの実施 隔月	介護者 市民	家族の介護負担軽減を図ることができる。
福祉用具の展示	福祉用具を身近に見たり、使用の体験をすることで、適切な用具の利用方法を伝え、自立した生活を支援する。	福祉用具の展示・契約・福祉用具の点検、整理 年間	市民 高齢者等とその家族等	高齢者やその家族が福祉用具を実際に確認することで、利用のきっかけや安心につながる。

(8) 会議・研修等

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
支援センター連絡会	調布市関係者および他の支援センターとの情報共有を図り、市民への情報発信を行う。	会議出席 1回/月	支援センター職員	調布市、各支援センター間の連携を図ることで、利用者へ途切れないサービスを提供できる。
支援センター語ろう会	9ヶ所の調布市地域包括支援センター間で、地域包括ケアにおける地域の課題や事業に関わる共通理解を図る。	会議出席 1回/月	支援センター職員	
介護予防検討会	調布市支援センター係と各支援センターの保健師または経験のある看護師により、介護予防についての情報共有や事例検討を行う。	介護予防に関する情報の共有と事例検討を行う 6回/年	支援センター保健師・看護師	介護予防事業を適切かつ効果的に進めることができる。
権利擁護検討会	調布市関係者と各支援センターの社会福祉士により、成年後見制度や権利擁護事業について情報共有や制度について理解する。	権利擁護に関する研修 12回/年	支援センター社会福祉士	高齢者等の権利を擁護すると共に、制度を周知させることができる。
ケアプラン適正化会議	調布市支援センター係と各支援センターの主任介護支援専門員と民間事業所の主任介護支援専門員により介護保険の適正なケアプラン作成に向けてケアマネジャーに対し支援を行う。	介護保険制度やケアマネジャー支援の方法を学ぶ。 6回/年	支援センター主任介護支援専門員	主任ケアマネジャーがケアマネジャー支援について学ぶことで、地域のケアマネジメントの向上を推進することができる。
生活支援見守りネットワーク連絡会	調布市支援センター係と各支援センターの生活支援見守りネットワーク事業担当者により、情報共有と広報活動の方法を学ぶ。	事業の広報および活動の報告を行う 1回/月	支援センター見守りネットワーク担当	見守りネットワーク網の充実が図られる。

地域密着型グループホーム運営推進会議	認知症があっても自立して生活することができる地域づくりをめざし、地域密着型グループホームの運営推進に携わる。	リアンシエール運営推進会議への出席 隔月	地域密着型グループホーム・リアンシエール	認知症があっても安心して生活できる地域づくりの推進が図られる。
--------------------	--	-------------------------	----------------------	---------------------------------

3 低栄養予防事業（いきいきクッキング）

事業のねらい

低栄養状態の予防、改善による要介護状態予防を目的に、管理栄養士による栄養ケア計画に基づく料理教室形式プログラムを実施し、皆で楽しみながら食事内容を見直し、料理が作れるようになるきっかけと仲間づくりを行います。

今年度もプログラム終了後に継続して、栄養状態改善を意識した生活ができることを目的とし、自主グループ活動支援、住民サポーターの育成を含め、地域で継続して介護予防に取り組むことができる仕組みづくりを推進します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
低栄養予防教室「いきいきクッキング」（543千円）	栄養ケア計画の作成と、これに基づくプログラムを実施し、要介護状態を予防するための体の栄養状態の維持、増進を目指す。	1コース4ヶ月8回の事業において、講義、調理実習及び前後の健康度の把握と効果測定を実施する 2コース/年	65歳以上の市民で以下に該当する方 特定高齢者 低栄養の不安のある方 男性の方で調理経験の少ない方	低栄養状態を改善、予防する。また低栄養から生じる体力低下を予防する。
いきいきクッキング自主グループ活動支援	プログラム終了後も地域で低栄養予防の取り組みが継続できるように、自主グループの活動を支援する。	必要と思われる情報提供等を実施 年間	事業参加者等	プログラム終了後にも集まることができる仲間づくりの機会となる。
住民サポーターの育成	事業、自主グループ等の活動を実施し促進できる市民サポーターを育成し、地域で支える介護予防事業に取り組む。	必要と思われる外部研修会の参加等 年間	住民サポーター	介護予防リーダーを育成することにより、地域で支えあう介護予防を推進する。

4 軽度生活援助事業

(1) 生活援助事業

事業のねらい

介護保険法による要介護認定において非該当と判定された高齢者が，安心して日常生活をおくれるよう協力会員によるホームヘルプサービスを提供します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
軽度生活援助生活援助事業 (1,408千円)	介護保険法による要介護認定において非該当と判定された高齢者が必要とする生活援助を提供する。	協力会員によるホームヘルプサービスの提供。 年間	65歳以上の単身世帯，高齢者世帯およびこれに準じる世帯に属する高齢者であって，日常生活上の支援が必要な方	介護保険に該当しない高齢者に対する介護予防的支援を，地域の支えあいによって行うことができる。

(2) 見守り事業

事業のねらい

認知症の方とご家族が安心して在宅生活を送れるよう介護保険を補完するサービスとして見守り事業を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
軽度生活援助見守り事業	見守り関連のサービスを提供し，安心して生活していただくとともに，家族の介護負担を軽減する	専門の知識，技術を持ったヘルパーが見守り，散歩介助，話し相手，その他の援助を行う。また家族からの相談に対して一緒に考え，関係機関につなげていく。 年間	65歳以上の認知症の症状を有する方，及び65歳未満の介護保険法の認定を受け，かつ認知症の症状を有する方で，介護保険サービスの適用とならない見守り等のサービスが必要な方	介護保険にあてはまらないサービスを補完することによって，認知症の利用者の精神的安定が図れるとともに，家族の介護負担を軽減する事ができる。

5 介護保険要介護認定調査

事業のねらい

介護保険法に基づく要介護認定調査を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
要介護認定調査	介護保険法による要介護認定調査を行う。	要介護認定調査を行う。 年間	介護保険要介護認定申請者	介護保険制度運営の円滑な遂行のために資することができる。

(9) その他、この法人の目的達成のために必要な事業（9号事業）

1 事業運営の改善

引き続き、事務事業について、各係において業務の見直しを行い、業務整理など事業の活性化のための取り組みを行います。

また、係内においてだされた改善課題については、目標及び対応方法、改善のための取り組みを明確にしたうえで、計画を実施し、その結果を全職員で共有します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
職員会議	公社が目指すべき方向性、重要な案件について全職員で共有し、円滑な事業運営を行う。	地域事業課・介護事業課、国領デイサービス係、訪問介護係、デイサービスぷちぽあん係が各事業についての報告、連絡。適切な事業運営に関する協議 各 1回/月	各担当職員	全職員が公社理念を共有し、利用者にとっての質の高いサービス提供の確保に努めることができる。
運営会議	公社運営にあたり必要な案件について協議を行い、意思決定を行う。	利用者意向、地域、事業環境に関する情報の収集と分析 改善課題の設定と改善方法の協議 事業運営に関する協議 2回/月	主任、主査、係長、主幹、課長、次長、局長	事業運営にあたり実情を踏まえた意思決定ができる。

管理職会議	経営状況の把握と円滑な事業運営の確保のため意思決定を行う。	利用者意向，地域，事業環境に関する情報の分析結果に基づいた会社の方向性の決定 1回/週	主幹，課長，次長，局長	経営の基本方針が定まり，円滑な事業運営の確保が図られる。
-------	-------------------------------	--	-------------	------------------------------

2 サービスの質向上

サービス水準の向上を図るために，各種サービスマニュアルやサービス手順書の作成サービス評価会議，ケースカンファレンスの実施などを適切に行います。またサービス情報の公表制度を定期的に受審します。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
サービス評価会議等の開催	自らの立てたケアプラン，各種介護計画が適切であるか，複数の専門職の目から評価し，改善に役立てる	居宅介護支援計画書等の検討を通じて，サービスの適切さについて評価する。 年間	公社職員 (各担当部署にて開催)	適切なケアプラン作成，サービス提供を行うための力量形成ができる。
ケースカンファレンスの開催 (24千円)	対応困難ケースの事例検討を通して問題の解決を図る，また，職員の資質，能力の向上を図る。	自らの事例についてまとめ，他のメンバーとディスカッションを行う。外部スーパーバイザーを招き，アドバイスを得る。 1回/月	公社職員 (各担当部署にて開催)	他者からの意見を聞くことにより，新たな視点を得ることができ，利用者への適切なケアを行う上での力量形成の機会となる。
サービス情報の公表制度の実施	自らのサービス内容や運営状況の情報を，公平，公正な環境で公表し，利用者に適切な事業所を選択することができるようにする。	サービス情報の公表制度の実施 1回/年	対象：通所介護事業，居宅介護支援事業，訪問介護事業	情報の公表にあたり，事業所の状況を客観的に捉えることができ，サービスの質の改善に資することができる。

3 職員の個別能力開発

外部研修へ積極的に参加し、職員の資質向上を図り人材育成に努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
外部研修への派遣 (情報収集)	様々な福祉ニーズに対応するための専門的な知識の習得及び情報収集を行う。	公社業務に関連した福祉サービス研修 年間	公社職員	公社サービスの充実
		パソコン技術向上のための研修などへ参加 年3回以上	公社職員	事務作業の効率化を図る
外部研修への派遣 (資質向上)	職員の資質を向上し事業運営を効率的に行う。	①各職層に応じ講師を招いての集合研修を実施する。②管理・経営研修③労務管理研修などへの参加 年間	公社職員	公社職員としての意識と自覚を高め、公社運営を担える職員の創出を図る。

4 公益財団法人認定取得

公益財団法人認定取得に向けた申請を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
公益財団法人認定取得に向けた取り組み	制度改正への適正な対応を検討し、新法人への移行を目指します。	公益法人の認定取得に向けた事業の検証により、適正な移行手続きを行う。 年間	公社職員	社会的信用が高まること、また、特定公益増進法人になることで、寄付の増加が見込まれる。

5 施設的环境整備

調布市高齢者在宅サービスセンターの施設改修に伴う調整と提案を行います。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
施設改修の検討と計画	市が施設の改修を行う場合、事業の影響を考慮し実施計画についての調整・提案をしていく。	公社内の施設改修に伴う工事計画への調整・提案。 年間	公社内全施設	施設利用者、職員が安全に利用できる施設の環境が整備できる。

6 災害時の対策

被災者への支援も含め、各サービス体制の見直し、高齢者等と公社ボランティアへの防災啓蒙活動に努めます。

事業名	事業目的	事業内容	対象	予測される効果
災害時の対応と被災者への支援活動	被災者への支援も含め、災害時の対応を生かし、今後のサービス向上と安定化に努める。	① 被災者への支援。②災害時のマニュアルを再確認し、新たな想定時の対応を追記した改定版を作成する。③研修会・広報誌等による啓蒙活動。 年間	各サービスの利用者。 各ボランティア・公社職員。	① 被災者への支援ができる。 ② ③災害予防の意識を高め、非常時への備えを図れる。